

社会福祉法人精華町社会福祉協議会

生活福祉資金貸付調査委員会規程

(趣旨)

第1条 社会福祉法人精華町社会福祉協議会 生活福祉資金貸付調査委員会

(以下「調査委員会」という。)は社会福祉法人精華町社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)の諮問に応じて生活福祉資金貸付及び償還に関し、次の各号に掲げる事項を調査審議し、又はこれらの事項に関し、会長に意見を具申するものとする。

- (1) 生業費の貸付の決定
- (2) 障害者自動車購入費の貸付の決定
- (3) 住宅費の貸付の決定(工事費50万円以上)
- (4) 一時償還、貸付の停止
- (5) 延滞利子の免除
- (6) 償還金の支払猶予、支払免除
- (7) 滞納世帯への法的措置にかかる事前審査
- (8) その他会長が必要と認めた事項

(貸付の決定)

第2条 会長は緊急に処理する必要があるもの及び前条に定めのない事項については、調査委員会の意見を聞かずに、可否を決定することができる。

2 会長は、調査委員会の意見を聞かずに前項の可否を決定したときは、次回調査委員会に報告するものとする。

(組織)

第3条 調査委員会は、委員7名をもって組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員1名、社会福祉協議会関係者2名、民生児童委員2名及び知識経験者2名を会長が委嘱する。

(委員長)

第4条 調査委員会に、委員の互選による委員長1名をおく。

2 委員長は、会務を総括する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 調査委員会は、必要の都度委員長が招集する。

第7条 調査委員会は、委員総数の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 議事は、出席委員の過半数を以って決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(庶務)

第8条 調査委員会の庶務は、本会地域福祉課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和56年 3月 2日から施行する。

この規程は、平成 2年10月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 1月15日から施行する。